

一般社団法人 エル・システム ジャパン定款

2
11

謄
本

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 エル・システム ジャパンと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、エル・システムの理念に基づいた音楽、そして他の芸術活動を通して、子どもの自己実現の場の拡充を推進することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- 1 日本国内におけるエル・システムの理念に基づいた子どもオーケストラ活動の普及・広報
- 2 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための資金調達
- 3 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者育成
- 4 エル・システム式子どもオーケストラ活動のための人材・指導者派遣
- 5 日本国内におけるエル・システム式子どもオーケストラ活動を行う団体同士の交流事業
- 6 諸外国のエル・システムに取り組む団体等との交流事業
- 7 ベネズエラをはじめとする諸外国のエル・システム活動の最新の取り組みの紹介
- 8 エル・システムの理念に基づいたコミュニティー芸術活動の促進
- 9 前各号に附帯する一切の業務

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告することができないやむを得ない事由があるときは、官報に掲載する方法により行う。

- 2 電子公告を行うホームページのアドレスは次のとおりとする。
<http://elsistemajapan.org>

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。
理事 3名以上
監事 2名以内
2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

- 第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

- 第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

- 第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第24条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

- 第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員損害賠償責任の免除)

- 第26条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規程する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は、次の職務を行う。
(1) 当法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
2 代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

- 第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

- 第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第34条 当法人は、社員総会の決議(一般法人法第49条2項4号)によって定款を変更することができる。

(解散)

- 第35条 当法人は、社員総会の決議(一般法人法第49条2項6号)その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

- 第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第41条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年12月31日までとする。

(設立時理事、代表理事及び監事)

第42条 当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 設立時理事 | 菊川 穰 |
| 設立時理事 | 網島 亨 |
| 設立時理事 | 土井 香苗 |
| 設立時代表理事 | 菊川 穰 |
| 設立時監事 | 竹内 章子 |
| 設立時監事 | 矢崎 芽生 |

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第43条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

| | |
|---------|-----------------------|
| 設立時社員住所 | 東京都世田谷区瀬田四丁目29番6-207号 |
| 設立時社員氏名 | 菊川 穰 |

| | |
|---------|----------------------|
| 設立時社員住所 | 東京都中央区月島三丁目25番3-801号 |
| 設立時社員氏名 | 網島 亨 |

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 エル・システム ジャパンの設立のため、設立時社員 菊川 穰外1名の定款作成代理人である行政書士 加川逸芳は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成24年3月1日

設立時社員 菊川 穰
設立時社員 網島 亨

定款作成代理人

住所 東京都板橋区小豆沢一丁目17番6号

行政書士 加川逸芳

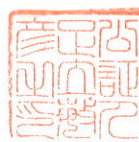


同一の情報の提供

提供の日付： 2012年3月19日

公証人： 足立 敏彦

01310007



所属法務局： 東京法務局

公証役場： 板橋公証役場

東京都板橋区板橋2丁目67番8号

請求対象の登簿管理番号： 12—0131000702002017

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2012年3月19日

請求対象の処理公証人： 足立 敏彦

01310007

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 板橋公証役場

東京都板橋区板橋2丁目67番8号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。